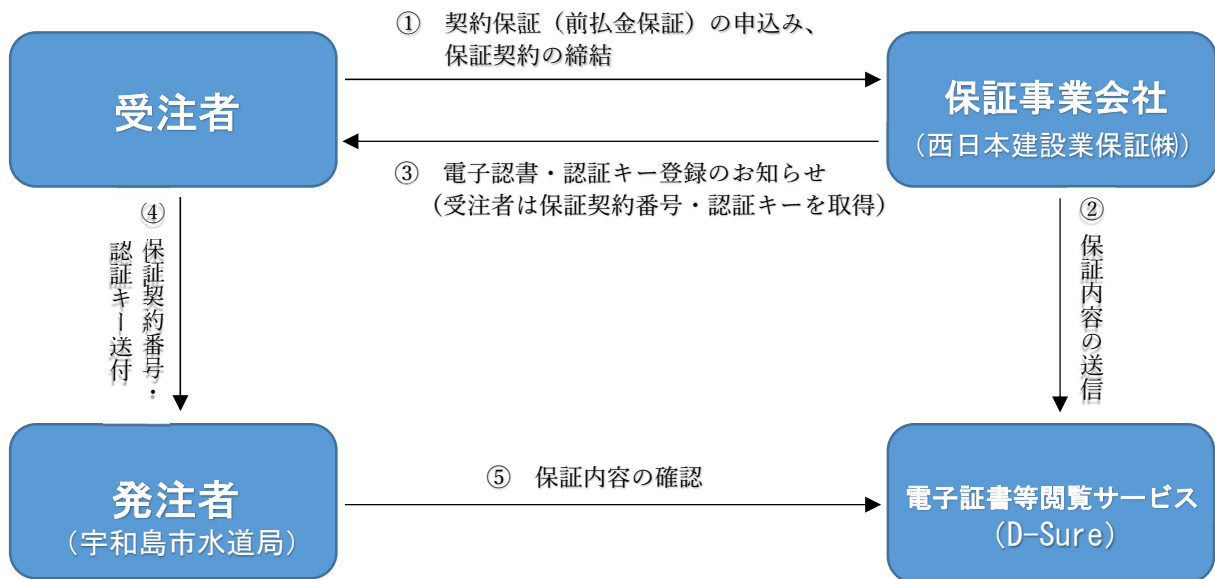


電子保証の仕組み及びフロー



【受注者⇔保証事業会社】

- ① 受注者は、保証事業会社（西日本建設業保証会社）へ保証申し込みを行い、電子保証により保証契約を締結する。

【保証事業会社】

- ② 保証事業会社は、電子証書等閲覧サービス（以下「D-Sure」という）に電子証書をアップロードする。

【受注者】

- ③ 受注者は、保証事業会社から送付のあった「電子証書・認証キー登録のお知らせ」メールを確認し、電子証書の閲覧に必要となる「保証契約内容」及び「認証キー」（以下「保証契約番号等」という。）を取得する。

【受注者⇒発注者】

- ④ 受注者は、保証契約番号等を、電子メールにより発注者に提出する。

※ 標題は、個別公告番号、工事（業務名）、受注者及び保証名称（契約保証、前払金保証、中間前払金保証）を組み合わせたものとし、受注者は提出後、発注者に到達確認の電話を行う。
（標題例）〇〇〇〇_△△△工事_■■■建設（契約保証）

◆提出先のメールアドレス

・契約保証、前払金保証（中間前払金を含む） → gyomu@city.uwajima.lg.jp

【発注者】

- ⑤ 発注者は、提出された保証契約番号等をもとに、D-Sure にアクセスし保証内容を確認する。